

『平成27年度税制改正大綱(9) 地域活性化へ雇用促進税制』

地方の企業において雇用の場を確保し、人材を定着させるための地方拠点強化税制が創設され、地方創生に向けた重点改正の1つとなっている。本社機能等の移転や地方拠点の拡充に対する投資減税とともに、地方拠点の雇用増に対する税額控除制度の特例が盛り込まれた。

地域再生法の地方拠点強化実施計画(仮)の承認を受けた中小企業者等が、地方へ移転または新增設をした事業所において雇用者を増やした場合に、当期増加雇用者数一人当たりで以下の税額控除を行う。

1. 法人全体の雇用者増加率10%以上の事業所：50万円
2. 同10%未満の事業所：20万円

(1.の場合、当該増加雇用者数は、現行の雇用促進税制の適用の基礎となる増加雇用者数から控除される)

また、中でも地域再生法における大都市等(仮)以外への移転を行った事業所については、上記の税額控除を受ける事業年度以後の各事業年度において、当期増加雇用者数一人当たりさらに30万円の税額控除が追加される。これは最大3年間継続できるため、初年度は一人当たり80万円、3年間では計140万円となる。ただし、当該地方拠点の雇用者数または法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後は不適用。



『すんなりいかない 派遣法改正はどうか？』

過去2度国会に提出されたものの、いずれも廃案となった派遣法改正案。法案の内容や衆議院の解散などの理由のほか、条文に誤植があるなどの厚生労働省のミスというおそまつな理由もあっての廃案だけに、同省も今国会での成立に向けて意気込んでいるところだ。

改正により派遣労働者にとっては有利に働くということを強調したかったのだろうが、またもや同省による失言問題が浮上、改正法案の行方が危うくなりつつある。野党側は従前より改正案は非正規労働を助長するという懸念を表明しているうえ、この問題発言を受け、ますます反対姿勢を鮮明にしている。自民党の厚生労働部会では、派遣就業は臨時的かつ一時的なものであることを原則とする」と条文に盛り込むこと、「雇用の安定に資する雇用慣行が損なわれるおそれがある場合」には、法律の見直しを検討するという附則を盛り込むことなどで、法案の成立を目指している。派遣労働者を雇用する派遣元企業や派遣先企業では、法案提出の度に受入体制や派遣社員の処遇見直しなどの準備を進めている。現場からはどちらにしても早く決めてほしいという声が上がる中、果たしてまたもや廃案に追い込まれるのか、それとも予定通り成立するのか、行方が注目される。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。